



令和元年生駒市議会（第 6 回）定例会 提出案件

■ 概要

議案等の件数	17 件	
・ 専決処分の報告	2 件	
・ 補正予算	2 件	
・ 条例	9 件	うち改正 7 件
・ 指定管理者の指定	3 件	生駒市体育施設（2 件）、金鷲の杜倭苑
・ 人事案件	1 件	教育委員会委員の任命（4 名）

■ 補正予算

◇一般会計（第 5 回）	補正前予算	403 億 1,920 万 8 千円
	補正予算	2 億 3,758 万 3 千円
	補正後予算	405 億 5,679 万 1 千円
・ 人事院勧告、退職手当増等に伴う人件費補正		1 億 1,884 万円
・ 後期高齢者医療事業費		2,543 万 2 千円
H30 後期高齢者医療給付費の市負担分の精算による追加支払		
・ 児童扶養手当支給経費		5,609 万 7 千円
法改正により児童扶養手当の支給回数が年 3 回から 6 回に増加したことによる調整		
・ 私立保育所運営等助成費		685 万 7 千円
新規に病児保育事業を実施する診療所へ運営の補助		
・ 私立保育施設整備助成費		2,400 万円
保育事業を行っている認可外保育施設に、認可保育施設(小規模保育事業)を追加するための施設改修費用の補助		
・ 農業委員会運営費		148 万 4 千円
農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動増加		
・ 鳥獣被害防止対策事業費		450 万 6 千円
個人で防除柵を購入・設置した人への補助		
地域で取り組む広範囲の防除対策として防除柵の原材料を支給		
・ 体育振興事務費		36 万 7 千円
東京 2020 オリンピック聖火リレー 奈良県実行委員会負担金		
・ 繰越明許費の設定		
・ 債務負担行為の設定		
◇下水道事業特別会計（第 1 回）	補正額なし	
・ 繰越明許費の設定		

■ 条例

1 生駒市自治基本条例の一部を改正する条例（議案第 81 号 30 ページ）

・趣旨

5 年を超えない期間ごとに、条例の規定について検討を加え、見直し等の必要な措置を講ずるという規定（第 54 条）に基づき、所要の改正を行うもの

・施行日 公布の日、令和 4 年 4 月 1 日

・担当課 市民活動推進課 ☎0743-74-1111（内線 231）

2 生駒市行政組織条例の一部を改正する条例（議案第 82 号 31 ページ）《別紙参照》

・趣旨

AI や IoT 等の「第 4 次産業革命」と呼ばれる高度情報化社会の急速な進展への対応と、7 月に選定された SDGs 未来都市の推進を図るとともに、第 6 次総合計画を確実に推進していくため所掌事務を追加することから、所要の改正を行うもの

【概要】

・地域活力創生部

AI や IoT 等の ICT の利活用を推進し、デジタル革新に対応するとともに、SDGs 未来都市を推進するため、地域活力創生部の所掌事務を追加する

・建設部

交通ネットワークと生活基盤の整備を一体的に行うため、所掌事務を追加する

・施行日 令和 2 年 4 月 1 日

・担当課 秘書企画課 ☎0743-74-1111（内線 202）

3 生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例（議案第 83 号 32 ページ）

・趣旨

地方自治法の改正に伴い、条例中で引用している条にズレが生じたことに伴い改正するもの
<改正対象条例>

・生駒市監査委員条例

・生駒市水道事業の設置等に関する条例

・生駒市病院事業の設置等に関する条例

・施行日 令和 2 年 4 月 1 日

・担当課 監査委員事務局 ☎0743-74-1111（内線 391）

4 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例（議案第 84 号 33～36 ページ）

・趣旨

令和元年 8 月の人事院勧告に関連し、特別職の国家公務員の給与が改定されることから、この改定に準じ、市議会議員、市長、副市長、教育長、水道事業管理者の期末手当の支給率（支給月数）の改定を行うもの

<改正対象条例>

- ・ 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
 - ・ 生駒市の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例
 - ・ 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例
 - ・ 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例
- ・ 施行日 公布の日、令和2年4月1日
- ・ 担当課 人事課 ☎0743-74-1111（内線241）

5 生駒市の特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（議案第85号 37ページ）

- ・ 趣旨
公職選挙法施行令の改正により、投票管理者の途中交替が可能となったことから、投票管理者の報酬について所要の改正を行うもの
- ・ 施行日 公布の日
- ・ 担当課 選挙管理委員会事務局 ☎0743-74-1111（内線391）

6 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（議案第86号 38～46ページ）

- ・ 趣旨
令和元年8月の人事院勧告に基づいて一般職の国家公務員の給与が改定されることから、この改定に準じ、本市の一般職の職員の給料月額（給料表）の改定など所要の改正を行うもの
- ・ 施行日 公布の日、令和2年4月1日
- ・ 担当課 人事課 ☎0743-74-1111（内線241）

7 生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例（議案第87号 47～50ページ）《別紙参照》

- ・ 趣旨
手話が言語であることの普及並びに障がいの特性に応じた情報の取得又は利用、意思の表示やコミュニケーションの手段の理解及び利用の促進を図ることにより、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、本条例を制定するもの
- ・ 施行日 令和2年4月1日
- ・ 担当課 障がい福祉課 ☎0743-74-1111（内線791）

8 生駒市立保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 88 号 51 ページ）

・趣旨

待機児童解消に向け、保育室面積等を勘案し適正な定員数を割りだし、入所定員を増加させるため、所要の改正を行うもの

【概要】

- ・ひがし保育園 180 人 → 200 人
- ・小平尾保育園 60 人 → 88 人
- ・中保育園 210 人 → 255 人

・施行日 令和 2 年 4 月 1 日

・担当課 こども課 ☎0743-74-1111（内線 770）

9 生駒市下水道事業の設置等に関する条例（議案第 89 号 52～55 ページ）

・趣旨

施設の老朽化や節水機器の普及等により、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある中で、将来にわたって安定的な事業経営を実現するためには、財政マネジメントの向上に取り組む必要があることから、地方公営企業法を適用し、公営企業会計を導入するため、条例の制定を行うもの

・施行日 令和 2 年 4 月 1 日

・担当課 下水道課 ☎0743-74-1111（内線 521）